

令和3年4月

美里町教育委員会定例会議事録

令和3年4月教育委員会定例会議

日 時 令和3年4月26日（月曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（5名）

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

2番 委 員 佐 藤 キ ヨ

3番 委 員 留 守 広 行

4番 委 員 大 森 眞智子

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長

兼学校教育環境整備室長

兼郷土資料館長

佐 藤 功太郎

教育総務課課長補佐兼総務係長

齊 藤 眞

教育総務課主事

青 山 裕 也

学校教育専門指導員

阿 部 毅

青少年教育相談員

門 脇 宏

特別支援教育専門員

伊 藤 淳

傍 聴 者 なし

議事日程

- ・ 令和3年3月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第 2号 新型コロナウイルス感染症について

- 第 4 報告第 3号 区域外就学について
- 第 5 報告第 4号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（3月分）について
- 第 6 報告第 5号 基礎学力向上等について
- ・ 審議事項
- 第 7 議案第 1号 いじめ防止対策委員会委員の委嘱について
- 第 8 議案第 2号 近代文学館運営審議会委員の委嘱について
- 第 9 議案第 3号 美里町学校給食運営審議会委員の選任について
- 第10 議案第 4号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について
- 第11 議案第 5号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について
- 第12 議案第 6号 美里町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について
- 第13 議案第 7号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について
- 第14 議案第33号 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

- ・ 協議事項

- 第15 令和3年度美里町議会4月会議について
- 第16 第2期美里町教育振興基本計画について
- 第17 令和3年度美里町の教育の策定について
- 第18 美里町特別支援教育連携協議会について
- 第19 就学前幼児の「ことばの教室」について
- 第20 学校支援プログラムについて
- 第21 美里町学校給食費について
- 第22 団体からの質問について

- ・ その他

- 行事予定等について

- 令和3年度美里町立小中学校運動会について

- 美里町立小中学校のプール使用について

- 令和3年5月教育委員会定例会の開催日について

- ・ 閉会

本日の会議に付した事件

- ・ 令和3年3月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第 2号 新型コロナウイルス感染症について

第 6 報告第 5号 基礎学力向上等について

- ・ 審議事項

第 7 議案第 1号 いじめ防止対策委員会委員の委嘱について

第 8 議案第 2号 近代文学館運営審議会委員の委嘱について

第 9 議案第 3号 美里町学校給食運営審議会委員の選任について

第10 議案第 4号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について

第11 議案第 5号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について

第12 議案第 6号 美里町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について

第13 議案第 7号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について

第14 議案第33号 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

- ・ 協議事項

第15 令和3年度美里町議会4月会議について

第16 第2期美里町教育振興基本計画について

第17 令和3年度美里町の教育の策定について

第18 美里町特別支援教育連携協議会について

第19 就学前幼児の「ことばの教室」について

第20 学校支援プログラムについて

第21 美里町学校給食費について

第22 団体からの質問について

- ・ その他

行事予定等について

令和3年度美里町立小中学校運動会について

美里町立小中学校のプール使用について

令和3年5月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

・ 報告

第 4 報告第 3号 区域外就学について

第 5 報告第 4号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（3月分）について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） では、定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。

皆さんこんにちは。大分外も温かくなってまいりました。新型コロナウイルス感染症の関係につきましては、先日高齢者施設でクラスターが発生してしまったという残念なニュースがございます。今日も、関連するような内容のものとは分類するとあるんですが、まだPCR検査の結果待ちという状態の方もいらっしゃるということでございます。隣の町では、小学校が臨時休校措置を取っているようでございますので、我が町の小中学校におきましては、今のところ臨時休業を行うということはいたしておりません。ただ、中学校の部活動の関係が、校内で部活動はいいよ、ただし対外試合は少し自粛してくださいねということでございます。このまま、まん延防止特別措置等々が延びていきますと、中学校では部活動の中総体が間近に控えてきますので、それをどうするかという部分も関わってくるということにもなります。

また、委員の皆さん方にご相談申し上げたい点につきましては、プールの利用ですね。こちらでも授業としてのプール、それから今後夏休みにおいてプールの開放ということがあるんですが、その辺についてもご意見を頂戴したいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和3年4月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含め5名でありますので委員会は成立いたしております。

なお、説明員といたしまして教育次長、それから教育総務課課長補佐並びに教育総務課主事、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の会議を行います。

まず、日程第1に入る前に日程第14、議案第33号 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の公布についてでございます。委員の皆さんにお諮りをさせていただきたいと思っております。前回、継続となりました議案でございまして、議案番号が33号でございました。その中で、この字句の訂正をお願いしなければならないと考えてございます。この規則の公布についてというふうに字句が入っておりますが、公布はもう既に決定されていて、それを知らしめるという行為に値するものでございまして、これはその一部改正する部分を審議をいただくための案件でございますので、一部を改正する規則「の公布」、この3文字を削除していただければと思っております。

お諮りいたします。その3文字の削除について、委員の皆さんのご承認をいただけますでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、この議案について修正方お願いいたします。

日程第1、令和3年3月教育委員会定例会議事録の承認についてであります。委員の皆様方、事前に読んでいただいたと思いますが、何か修正箇所等がもしあればお伺いしたいと思いますがよろしいでしょうか。教育総務課のほうに事前にいただいている部分ありますか、修正箇所（「今日付で頂戴しますので、そこは修正します。」の声あり）では、修正をしっかりとさせていただいて、署名をいただいて公表するということになりますのでお願いいたしたいと思います。議事録の承認についてはよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、議事録については承認をいただきました。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名について行います。

美里町教育委員会会議規則で定めておりますこの規定によりますと、教育長が指名をすることにさせていただきます。今回は、3番留守委員、4番大森委員をお願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告でございます。

ちょっと、厚い資料でございましたが、教育長の報告ということで表紙と、それから後ろが教育長の報告、主な行事、会議等の状況を添付させていただいております。

主な報告事項の中で、大きくは7項目ございます。資料等につきましては、添付させていただいておりますのでご覧いただいたと思いますが、まず説明だけさせていただく部分のみお話をさせていただきますが、(3)の北部管内の教育長連絡会の中で、3つほど総会、協議会を持っておりますので、そちらのほうの報告は添付したとおりでございます。全て、この協議会の部分につきましては承認をし、令和3年度に向けた取組を行っていくということでございます。

その中でございましたが、適応指導教室運営協議会の総会ということで、これは宮城県の中で不登校対策としてけやき教室ですね、これが今大崎の中央公民館協の会場になっておりますが、前にも委員さん方に報告したとおり、令和4年度でその施設が解体になるということです。したがって、場所をどこで開催するかいろいろと調整取っているんですが、なかなかそういう場所が見つからない。そこで、今現在は大崎市以外の子供たち、該当する子供たちが通所している状況なんですけど、それぞれの市町では心のケアハウス事業を展開しております、それぞれの地教委でやっているケースが多いわけです。ですから、この辺についても本格的に令和3年度においては協議を重ねていって、大きな選択肢としてはこのまま続けるか、それともなくしてしまってそれぞれの市町単位の心のケアハウス事業に展開していくか、大きな転換期を迎えることになるかもしれません。ただ、その辺につきましては委員の皆様方と協議を通しながら決定をしていくという状況で進んでいるということ、ご承知おきをいただきたいと思っております。

それから、いろいろと添付資料をつけさせていただいたわけですが、皆様方からここはどうなのという部分のお話を頂戴したほうがいいなと思いますので、私の報告はこの資料に代えさせていただき、意見、ご質問を頂戴したいと思うんですがいかがでしょうか。委員の皆さんから何かありませんでしょうか。特に、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、以上をもちまして教育長報告ということにさせていただきます。ありがとうございました。もし、お気づきの点がございましたら後でも構いませんので、どうぞお話をいただきたいと思います。

日程 第3 報告第2号 新型コロナウイルス感染症について

○教育長（大友義孝） それでは、次に移ります。日程第3、報告第2号 新型コロナウイルス

感染症についてでございます。事務局、よろしく願いいたします。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） 皆様、お疲れさまでございます。それでは、私から説明をさせていただきたいと思っております。

町内においては、先日高齢者施設でクラスターが発生したということでございまして、今月それを含めると既に26人の感染症患者が発生しているという状態でございまして、しっかりと今後も注視していかなければならないという状況であるのかなと思っております。

今月、教育委員会関係でもいろいろと各学校から報告がございまして、まず4月でございまして、幼児につきましては情報としてはゼロということでございまして、児童に対しましては4人と。あと、生徒に対しましてこれもゼロでございまして、あと教職員関係ですね、4人と。あと一番多いのが、家族等ということで、家族・知人がというお話がありましてこれが19人ということでございまして、全体で27人の情報が入っておりますが、今のところ学校を休業するとかそういうような状況には至っていないということでございまして、今後学校と連携を密にしながら情報をしっかりと取らせていただいて、必要に応じた対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。何かあれば、委員の皆様にご連絡をさせていただき、ご協議いただくことも、もしかするとあるかもしれませんのでよろしくお願いしたいというところでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今の報告について、委員の皆さんからお聞きしたい点がありますれば。留守委員、どうぞ。

○委員（留守広行） 今、報告いただいたその内容なんですけれども、これはPCR検査を受けて結果待ちという内容なんでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） 基本的には今集計をしているのは、例えば家族が、それともあとは職場の同僚がとか、本人も含めてですけどもPCR検査を受けることになったといった場合に情報をいただきまして、その報告をいただいているというところでございます。

○教育長（大友義孝） 先日、本部会議があった際にお話をいただいていたんですが、高齢者と言われている65歳以上の方たちの予防接種の申込みの状況だったんですが、医療機関とそれから町の生き生きセンターのほうで今あるんですが、10時過ぎにはもう満杯になってしまったというお話をお伺いしました。電話もつながらず、大分町民の方からお叱りの声を頂戴した

と。新聞にもあったようでございますが、何か郵便が届かなかったという情報もあったということでございまして、町内において1週間も届かないというケースがあるのかなと、逆にちょっと思ったんでありますが、届いていないのには申込みもできないということです。連休、10日から接種が始まって、今度は2回目の受付がまた始まっていくということでございますが、これもなかなかワクチンがいつどれだけ入ってくるかって、明確に分かるのであればそれはいいんですね。ところが、明確になっていないケースが多いので、事務局といいますか対策室のほうでもちょっと混乱しているという状況でございます。

以上のような状況でございますので、この場を借りまして報告をさせていただきます。よろしいですか、この感染対策の関係。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） 教育長、よろしいですか。（「はい、どうぞ」の声あり）すみません、お話をするのを忘れてしまいまして、コロナ対策本部で保護者への注意喚起、町長部局でちょっと保育所含めてしたらよろしいのではないかとということで、保護者の皆様に対して注意喚起のメールを出させていただきたいと考えているところでございます。これは、大型連休に入るということもありまして、注意喚起をすべきではないかというところでもございまして、その注意喚起のメールを出させていただきたいということで、一つは日々のご家庭での検温をしっかりと行っていただきたいという部分と、あとは症状がある場合につきましては登園・登校をお控えくださいというところと、あとは大型連休中も引き続き不要不急の外出はお控えいただきますようというような内容で、メールを町長部局と調整の上お出しさせていただきたいというところでもございます。

○教育長（大友義孝） そういった、今予定をしているということでご了解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程の4のほうに行きますが、この日程第4、報告第3号と日程第5、報告第4号のいじめ防止・不登校対策等々の関係につきましては、秘密会に値するものではないかと判断しております。委員の皆様方、この2つの案件につきまして秘密会という形にさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、この2つの部分について秘密会にさせていただきます。

では、ここで秘密会を閉じさせていただきまして、公開での会議とさせていただきます。

日程 第6 報告第5号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） 日程第6、報告第5号 基礎学力向上等について報告をさせていただきます。では阿部先生からお願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） よろしくお願いします。

それでは、お手元に事前にお渡しをしました資料、1枚目が報告内容なのですが、そのとおりでございますが、若干補足をさせていただきます。

まず、1番目の令和3年度の指導主事学校（園）訪問につきましては、令和2年度は臨時休業措置の状況がありまして、その影響を受けたということもありまして、町内で一斉に中止という形で、指導主事訪問は行わないでまいりましたが、今年度は現在では予定どおり実施の方向で準備を進めていると。事務所でも、そのような形で対応をしていく状況でございます。早速、南郷中学校が5月21日、またこごた幼稚園が6月5日ということで、既に連絡を取り合っているところでございます。

2つ目の各種会議・研修会関連につきましては、今回、夏休み中に行う初任者対象の研修会の設定につきまして、小中学校は2学期制の導入の中で夏休みが3日間短縮という形になりまして、非常に日程の設定が難しい状況でありました。幼稚園のほうの新規採用の2名ということ踏まえまして、今回の初任者研修は幼・保・小・中の全員を対象にしたもので、8月4日に開催をしたいと考えているところでございます。

あと、町の教職員の研修会を8月19日ということで、全員の参加で行いたいということです。

（4）の新規導入教育活動情報交換会というのが新規で載っているんですけども、この内容といたしますのは、新学習指導要領の中で始まっている外国語活動、それからプログラミング教育、そして現在行われている1人1台端末の導入を行っているGIGAスクール、ICT関

係、こういったことが町内で足並みがそろうようにということで、情報交換会を開きながら行いたいと考えているところでございます。

ただし、今後コロナの拡大の状況などの変化がある部分があれば、それらを考慮しながら開催を検討するというふうなこともあるということでご了解いただければと思います。

調査関係は、そこに示したとおりです。全国学力状況調査も5月27日に行うということになっております。

ただし、3番目の全国体力運動能力調査につきましては、やはり全てを確実に実施というわけではなくて、学校ごとに種目設定を考慮しながら行うという形の予備調査というものがきております。

最後に、その他に、前回の臨時会の中でご依頼のありました各小中学校の学校評価をつけさせていただきましたので、何か今後、ご意見等、ご要望等あればお出しいただきながら、学校のほうにお伝えしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、この件について委員の皆さんから質問あればお伺ひいたします。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 学校評価について、これ資料出していただいてどうもありがとうございます。こんなに詳しくやっていたということ初めて分かりました。今まで、自分の無知のことをよく知らされました。これを、特に、前にも申し上げたと思うんですけども、先生たちを子供たちがどう見ているか、先生たちに子供たちがどう評価されているか、その点、こういうものを参考にしてこれから生かしていただければありがたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ほかにありますか。せつかくなので。大森委員どうぞ。

○委員（大森眞智子） 小牛田小学校の、下でいうと7ページですかね、キャリア教育のキャリアパスポートの活用したキャリア教育が始まったがという、活用し切れていないところなんですけれども、何か今後、先生たちが活用していくために研修であったりだとか、検討の機会というのを今考えていらっしゃるんでしょうか。

○教育長（大友義孝） 阿部先生。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 県教委が示されているキャリアパスポートの利用の仕方というのが一つ鍵になるかと思ひますけれども、その利用の仕方についてある程度の考え方を

町として示して行って、学校が取組やすいような状況にさせていただくというのも一つ大事なことかなと思っております。

○教育長（大友義孝） よろしいですか、大森委員。（「はい」の声あり）佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤キヨ） 思ったんですけれども、保護者から学校評価とかいっぱい集めて、その後
にすごい分かりやすい形で保護者に返す、そういうようなことはしているのかなと、

○教育長（大友義孝） どうですか、阿部先生。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 保護者のアンケートにつきましては、必ず保護者に返して
いるという形でございます。なので、ここでつけさせていただいた学校評価の資料は保護者
にもお渡ししているもので説明しています。

○委員（佐藤キヨ） 1枚くらいで、すごい簡単に分かりやすいものを、保護者ってあんまり字
がいっぱい書いてあると見たくなくなる人もいるんだって、本当に家庭でできるような、そう
いう参考になる、これならできそうだとかそういうような例をぜひとも、工夫して入れてもら
いたいなと思います。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 今、内容につきましては全く本当に学校の裁量に任せてい
る状況でしたので、よい例を提示しながら作成していただけるような形で、保護者に分かりや
すく伝えられるようにしていけるように話をしてみたいと思います。

○教育長（大友義孝） ぜひ、そのようにお願いします。学校便りなんかでもお知らせしている
ケースもあるようですけれどもね。もうちょっと、本当に保護者さんが見て分かるような形の
ものに（「目につくような感じで」の声あり）そうですね。お願いいたします。

では、よろしいですか。では、日程第6、報告第5号につきましては以上で終了、報告済み
とさせていただきます。

審議事項

日程 第7 議案第1号 いじめ防止対策委員会委員の委嘱について

○教育長（大友義孝） では、これより審議事項に入らせていただきます。

まず、日程第7、議案第1号 いじめ防止対策委員会委員の委嘱について提案理由の説明を
お願いいたします。教育総務課課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齊藤 眞） それでは、美里町いじめ防止対策委員会委員の

委嘱についてご説明申し上げます。

こちら、お配りいたしました表記の方々になりますが、別紙資料を見ていただくと分かりますが、今現在の委員の方が記載されております。こちらの3人の方が4月1日付け人事異動に伴いまして変更になりました。その残任期間における美里町いじめ防止対策委員を委嘱するものであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） 以上で説明を終わります。では質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑がないようでございます。人事案件につきましては、討論を省略いたします。

直ちに、採決に入らせていただきたいと思います。

議案第1号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について、本案は原案のとおりとさせていただきますと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございますので、議案第1号 いじめ防止対策委員会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

日程 第8 議案第2号 近代文学館運営審議会委員の委嘱について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第8、議案第2号 近代文学館運営審議会委員の委嘱について提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齊藤 眞） 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

こちら、令和3年4月1日付け人事異動によりまして表記の方が変更となったため、審議会の委員を委嘱するものがあります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） 提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑なしということでございます。討論は省略させていただきます。

採決に入ります。

議案第2号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について、本案は原案のとおりとしたいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

挙手全員でございます。議案第2号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱につきましては原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

日程 第9 議案第3号 美里町学校給食運営審議会委員の選任について

○教育長(大友義孝) それでは、日程第9、議案第3号 美里町学校給食運営審議会委員の選任について提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長(齊藤 眞) 美里町学校給食運営審議会委員の選任についてご説明申し上げます。

こちらは、任期満了に伴いまして美里町が実施する学校給食の適正かつ円滑な運営を図るため委員を選任するものであります。任期につきましては令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長(大友義孝) 説明を終わります。質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長(大友義孝) 質疑ないようでございます。では、人事案件です、討論は省略させていただきます。

採決に入ります。

議案第3号 美里町学校給食運営審議会委員の選任について、本案は原案のとおりとしたいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

挙手全員でございます。本案は、原案のとおり可決いただきました。ありがとうございました。

日程 第10 議案第4号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について

○教育長（大友義孝） 次に、日程第10、議案第4号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齊藤 眞） 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱についてご説明申し上げます。

任期満了につきまして美里町学校事務支援室の運営及び業務を円滑に行うため、グループリーダーを委嘱するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（大友義孝） 説明を終わります。質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようでございますので、質疑は終結いたします。人事案件です、討論は省略させていただきます。

採決に入ります。

議案第4号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について、本案は原案のとおり承認させていただきたいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。議案第4号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱につきましては、原案のとおり可決いただきました。ありがとうございました。

日程 第11 議案第5号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について

○教育長（大友義孝） 日程第11、議案第5号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について提案理由の説明をお願いいたします。青山主事から。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について理由を申し上げます。

こちらにつきましては、令和3年4月1日付け人事異動による変更でございます。従来の名簿につきましては別紙2枚目となっております。本件につきましては、今回表記に掲載しており

ます方々を改めて、残任期間のほうで任命するということでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 提案理由の説明を終わります。質疑ありませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑ないようでございますので、終結いたします。人事案件です、討論は省略をいたします。

採決に入ります。

議案第5号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。議案第5号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命については、原案のとおり可決いただきました。ありがとうございました。

日程 第12 議案第6号 美里町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について

○教育長（大友義孝） 日程第12、議案第6号 美里町特別支援教育連携協議会委員の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いいたします。青山主事お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、美里町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について提案理由を申し上げさせていただきます。

こちらにつきましては、前任の任期満了に伴う新たな委員の委嘱でございます。実際委嘱される委員の方々につきましては、別紙一覧のとおりでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 説明は終わります。質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。討論は省略をいたします。

採決に入ります。

議案第6号 美里町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について、本案は原案のとおり承認

したいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

挙手全員でございます。議案第6号 美里町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について、原案のとおり可決いただきました。ありがとうございました。

日程 第13 議案第7号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について

○教育長(大友義孝) 日程第13、議案第7号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について、議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。青山主事。

○教育総務課主事(青山裕也) では、私より美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について提案理由を申し上げさせていただきます。

こちらにつきましては、任期満了に伴う新たな委員の委嘱に係るものでございます。委嘱を予定する方々につきましては、こちら議案表記のとおりでございます。

以上でございます。

○教育長(大友義孝) 説明を終わります。質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長(大友義孝) 質疑なしということでございます。質疑を終結し、討論は人事案件です、省略させていただきます。

採決に入ります。

議案第7号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

挙手全員でございます。議案第7号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決いただきました。ありがとうございました。

ここで、ちょっとの間だけ休憩させていただきます。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時18分

○教育長（大友義孝） では、再開いたします。

日程 第14 議案第33号 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長（大友義孝） 日程第14、議案第33号 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。提案理由の説明をお願いいたします。青山主事、どうぞ。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より議案第33号 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について提案理由を申し上げさせていただきます。

こちらにつきまして、前回3月の定例会で一度議案提出させていただいたものの継続審議となっております。提案理由につきましては、既に3月にご説明させていただいたとおり、審査及び償還に係る各種手続の際に関係法令等を遵守し、確実な手続を実施するために必要な所
要の改正を行うものでございます。また、その際にご質問を頂戴しておりました各改正箇所におけるいわゆる根拠、こちらを別途提示していただきたいご意見頂戴しておりました。今回、この議案書と別途、その分につきましては右下に番号を割り振らせていただいております。こちらの14から15のところに、こちらの今回の一部改正する規則に関して主に3つの改正事項に係る内容及び上の根拠法令を入れさせていただきます。

まず、1点目につきましては、参照条文でいきますと今回の改正箇所第2条第3号の部分でございます。こちらにつきましては、端的に申し上げますと個人情報の取得に係る同意書、こちらを様式として取得するというものでございました。こちらにつきまして根拠法令のほう、こちら前回申し上げましたとおり美里町個人情報保護条例、こちらの第8条2項の第1号でございます。基本は、直接本人からの収集としております。ただ、実態としては、やはり本人から都度収集するというのは、現実的には難しい部分もあるということもございまして、その際町が、町の公簿から取得すると。そのために本人の同意が必要であるという旨でございます。

2点目、こちらにつきましては、条文第4条2でございます。こちらは、誓約書の取得というものでございました。根拠法令からしますと、今回こちらは民法の条文第587条の2から引用しております。奨学資金につきましては、金銭の貸借行為ということもございまして、その貸借行為に係るこちらの587の2、これが昨年度4月1日施行の改正に伴うものでありま

す。書面でする消費貸借は、当事者の一方がその金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及数量の同じ物をもって返還することを約することによって、その効力を生ずるとあります。金銭の全ての授受が完了しなくても、お互いに書面でその意思が確認できればその時点で金銭貸借行為が効力をなすというものの条文でございまして、こちらを誓約書という簡略的な形で成立させるというものでございます。

最後に、次ページの、15ページでございます。

従来は、こちらの587条、こちらを引用していたという解釈を取っておりました。時間的なずれというところでもございましたので、貸付開始から速やかに本人の意思をしっかりと取って金銭貸借を成立させようという意図のもので、今回このような改正をするものでございます。参照条文につきまして、第5条の2でございます。在学証明の提出、こちらでもございました。根拠法令につきましては、美里町の奨学資金貸付条例でございます、こちらの第2条第2号のところでございます。町長が、こちら該当する者に対して奨学資金を貸付けすることができるというものに対しまして、第2号におきましては学校教育法に規定する高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、大学または大学院に在学し、若しくは入学をしようとする者でございます。入学のときにつきましては、若しくは入学しようとするものというところ、こちらで確認しておりました。ただ、実際申し上げますと、2年目以降でございます。2年目以降、もちろんこの条文の適用というのはなされるものというところで、引き続き奨学資金を貸与しているという状況でございまして、従来の事務でもそのような取扱いをしておりました。これを明文化することによって、より条例に即した施行規則として位置づけるものという意図でございます。

これ以外のところにつきましては、実際様式のところで、例えば美里町長様となっている箇所を美里町長殿に改正する等、小さいところなどの改正ではございますが、より、現実に即した内容の部分的な改正も盛り込んでいるところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

これは、継続審議という形を取らせていただいておりますが、ただいま説明をさせていただいたとおりでございます。質疑をいただきたいと思っております。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 提案理由をまず第一に読んでもはっきりした理由が分かりません。それから、この美里町奨学資金貸付条例第1条に経済的理由により学資の確保に困難がある者に対し、また第2条により町内に住所を有する者の子弟に対し貸付けするものと。そういうことで

貸付けすると。それで、3月の定例会でも申し上げましたが、奨学金を借りようとする者が可能な限り借りやすいようにするのがいいのではないかというのが私の考えです。そういった考え方から、それから前に言いました提案理由が分からない。それで、担当者に質問し、確認していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。教育長さんのほうもよろしく申し上げます。（「はい」の声あり）

それで、担当者、青山主事に二、三質問いたします。もし、答えたくなければ、答えなくても結構でございますのでよろしく申し上げます。

まず、第一に、奨学資金貸付に係る誓約書について、これ執行規則の一部改正についてのもとの案、これは青山主事ご自身が考えたものですか、原案を。（「一つずつでいいですか」の声あり）一つずつ申し上げます。

○教育長（大友義孝） 答えられる範囲で結構です。

○教育総務課主事（青山裕也） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

原案の最初の作成の部分につきましては、確かに私が担当しておりますので私のほうで作成はさせていただいております。最初の原案につきましては、担当ベースである私のところで作成はしました。ただ、その後に課内の決裁もお取りさせていただいておりますし、最終的にこちら上程する上では教育長の決裁も取っておりますので、最終的には事務局の案という形で今回上程させていただいているところです。

○委員（後藤眞琴） そうすると、事務局の次長さん並びに教育長さんにも相談申し上げてという理解でよろしいですか。（「はい」の声あり）

それじゃあ、次の質問から、お二人の方にも。これ、民法第587条の第1項は、改正された民法でも有効だとお考えですか。（「はい」の声あり）お二人の方もよろしいですか。そうすると、今度、現在の施行規則は、現在のですよ、民法第587条の第1項に基づいて契約したものだというふうに解釈してよろしいですか。今も生きていますから。それで、現在の施行、この奨学資金貸付金条例施行規則、これ僕たちに配付されていないんですけども、これを理解するためにはどうしても必要な書類だと考えて、僕は一応確かめてみたんです。そうしたら、第6条に、これ今の、前もって説明しておいたほうがいいかと思うんですけども、現在の奨学資金貸付の町と借受人との契約というのは、今申し上げました民法587条の第1項に基づく契約です。それは、法律用語では要物契約と、その借りる物、お金だったらあるいは何か物質だったら、それを要する契約というので、要求の要の物、要物契約とって、当事者双方の合意に加えて目的物この場合奨学金の場合はお金です、引渡しなどの給付があつて初めて成立する

契約なんです。それに基づいて今の奨学金の貸付けが行われているわけです。それに対して、今度、587条の第2項が改正されて加わったわけ。それは民法587の2となっています、その契約は諾成契約といいまして、承諾の諾、承諾して初めて成り立つ成、成功の成、諾成契約といって当事者双方の合意のみで成立する契約、これは書面によって出すんです。それで、今度は、この契約書が必要だっていうの、この書面によって出す、この民法587条の2による契約と解してよろしいんでしょうか。（「はい」の声あり）よろしいんですね。

そうしますと、今の契約では先ほど申し上げた資料、この第6条で奨学資金の貸付けを受け取った者は奨学資金の最後の交付を受けた日から30日以内に奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければならない、これが今の誓約書に代わるものです。これは、例えば高校3年生だったら高校3年の卒業年度の3月に奨学金を受けたら、その奨学金を借りて初めてそれから30日以内にこれを提出するとなっているんです。同じように、第8条では奨学資金を償還しなければならない者は、当該貸付金を借りるのが終了した日、その日から30日以内に奨学資金償還明細書を教育委員会に提出しなければならない。こういうふうになっている。

そうすると、今度新たに587条の2によって、前もって誓約書を提出させるようにするのは、これは587条の2によっているからですね。前もこうやって借用証書とそれから償還明細書、こういうことになっているんですね。それで、これは、この誓約書は民法587条の2に基づいて契約するから前もって誓約書が必要なんですよと。この説明が一切ここにはないんですよ。今申し上げた。この誓約書を取らなくても今までのものでこれ奨学資金借用証書、奨学資金償還明細書、2つ取っているんですね。ですから何も問題はないだろうという、これは意見で、質疑ですよ、ということです。

そういうことですので、提案理由の説明書、先ほど説明されたもの、ほとんど分からないので、こうやって、今度改正された587条の2に基づいて契約するんですという説明があれば分かるかと思うんですけれども、これを理解するまでにかなりの時間を僕は要しました。

それから、次に個人情報取得同意書について、これは借受人が契約を履行しない場合を想定して、個人情報を収集するために前もって借受人本人の同意を得ていくためのものというのがその大きな目的の一つだと思われませんが、そのように解釈してよろしいんでしょうか。それから、在学証明書の提出についてですけれども、これは、現在の美里町奨学資金貸付条例施行規則第11条、届出というところに、(1)休業し、復学し、転学し、転籍し、留学し、または退学したときには届け出なければならないとなっているんです。そうすると、今度在学証明書を、最初のときは2年、3年、大学だと4年、全部届出なさいってなっているんですね。変更が

生じた際には、届け出ることになっているんですから、それを改正する必要はないんでないかと思うんですね。それはいろいろな心配あるんだと思いますけれども、そこまでの必要はないかと僕は思うんですけど、そういうふうな解釈も成り立つということによろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

まず、一番大きいのが、民法上の1項なのか2項なのかのくくりの部分で大分違ってくるというふうな、委員からのご指摘でございます。そのほかに、貸付けのほうも基準に回っていくと今4項目ほどお話を頂戴しましたので、1つ、2つ、3つ、4つということなんですが、やはり貸付けする側と借受けする側、双方があって、それがこちら、貸付けする側は厳しい目で見ればいろいろな条件を課すということは当然必要かと思えますけれども、ただこちらは奨学資金を利用していただいて、そして学業に励んでいただきたいという大きな趣旨があるわけですね。それに沿うほうがいいのではと。民法の587、今まである1項のほうですね、1項のほうからすれば、今の規則、条例施行規則については何ら問題はないんだというところであるというご意見でございました。在学証明書の関係についても、当然何か変更があったときには届出をしなければならないということが規定されているので、何ら変更する必要はないのではないだろうかと。ただ、ちょっと気になりましたのが、個人情報の収集の関係での同意書の関係ですね。こちらの部分に関して、奨学資金の貸付けの部分で個人情報を見ることは、事務局でも普通は見れないわけですね。本人の同意があって初めてそれが可となるということになるわけです。ただし、ちょっと事例は違うかもしれないですけども、これを見ないことで、見ないことによってですね、逆に料金を余計請求しなければならないという、奨学資金ではないんですけども、そういった事例があって改正した根拠になったはずなんです。具体例をいいますと、住宅家賃の関係です。町営住宅なり市営住宅。こちらは、10月1日基準になっていてそれがたしか収入証明書っていいですか、それを出さないと近傍同種家賃って言っていて、町営住宅の場合は収入によって家賃が変わってきます。それが近傍同種家賃というのは、マンションが近くにあったとします、1月5万とか6万円の家賃が発生するわけですね。その収入証明書を出さないと5万、6万円の請求書をお上げしますよというような内容になっているはずなんです。ですから、収入証明書を出してこられる方はいいわけですよ、ちゃんと確認ができるわけですから。中には、出さないで、どうぞ見てください、あなたのほうでそれを見ることができるでしょう、私はその同意をしますのでどうぞ見てくださいというふうな間口が10年以上も前に広がったと思って、記憶しているんです。ですから、そういった状況で、これが多分個人情報の取得の同意という部分で広がったのではないかと。これは、あく

まで推測ですけれども。そういった根拠があるのかなど。ただ、前提には、借受者本人からその申請書と申しますか、収入証明書を提出してもらうのが一番いいわけですよ、これが原則ですから。そんなに人数が多いわけじゃなくて、それを出してくださいねというふうになっているのだから、それはそれで良としなければならないのではないかというふうな趣旨のご意見だったんですよ。

○委員（後藤眞琴） 僕はただね、そんなふうに拡大するつもりではなくて、奨学金に関してです。奨学金は、先ほど申し上げました美里町の奨学金貸付条例でこういうことでして貸すんだと。それで、今言った同意書ですね、これは美里町に、これから協議事項にあります「美里町の教育」というもので、協議されますが、美里町ではこんな教育を施してこういう子供たちを育てていくんですと。それを、最初から貸したら返さないのがあるから、最初に同意書を取っていきこうなんていうのは、教育を考えるこの教育委員会としてはちょっとね、という考えです。

○教育長（大友義孝） なるほど。以上のようなお話でございますが、どうですか、委員の皆さん、ご意見。佐藤委員。

○委員（佐藤キヨ） 前には、そういうふうにお話して、後藤委員が、それで私も同じような感じで話したことがあったと思うんです。今、ちょっと思ったんですけれども、どうしても見つからない場合、連帯保証人が。その場合例えば住宅公庫じゃないけれども、それを借りる場合って少しお金出して、保証人代わりのっていうのもありますよね、たしか。だから、そういうようなのも調べておいて、どうしても見つからないんですっていう人には、例えば1万円で保証人、保険、そういう場合の万一の場合の保険に入って、どうしてもこれ入れなくちゃならないから、そういうような方法とかも調べて教えてあげるとか、とにかく困っている人が借りれるような方法とかちょっと考えてもいいんじゃないかなって思いました。

○教育長（大友義孝） なるほど。何かありますか。回答。

○教育総務課主事（青山裕也） 今、佐藤委員おっしゃったところでございますが、不動産でとかよくある機関保証だと思っておりますね、保証会社を通すとか。そういったものにつきまして、確かにおっしゃるように現行制度上はそこまでというところではなく、やはり親族の方とか保護者、この方々を連帯保証人にするという前提ですので、今そこまではちょっと着手できていないという状況でございます。

○委員（佐藤キヨ） それは分かるんだけど、でもどうしても、親戚が少ないとかあるいは遠くに引っ越しちゃってとか、そういうので、そこまでやるのは親切過ぎるんですかね。行政としては。

- 教育長（大友義孝） 今佐藤委員が言われるような趣旨は、教育委員会関係からすれば当然利用していただきたい。そういうふうな（「もしできたらなと」の声あり）何ていうんでしょうね、入り口を広げたいということなんですよね。（「そうですね、私としては」の声あり）その辺については、全くその単身の人もいるかもしれないわけですよ。だから、もうちょっと今の部分については、拡大して調べる必要がある、そのように思うんですね。
- 委員（佐藤キヨ） 本当にいなきや、ちょっとこういうのもありますよと教えるだけでも、あとは手続はそっちでと言ってもいいわけだから。本当に勉強したくて、
- 教育長（大友義孝） 奨学資金というよりも、逆に別な方向なのかもしれないけれどもね。援助というふうな方法なのかもしれないですね、そうなってくるとね。
- 委員（後藤真琴） この点に関して、本当に教育の立場から、教育委員会というのは考えるものだとは僕はそう思っている。ですから、そういうことも含めて、それから奨学金も貸与ばかりでなくてももう返さなくてもいいですよというようなことも、これから考えていく必要が大いにあると思って。
- 委員（佐藤キヨ） 本当は国で、日本だけ学資かかるわけですから。ヨーロッパとかでは大学までただとかっていうのだってあるし、高校とかだっただんたん変わってきているんでしょう。
- 教育長（大友義孝） どうですか、留守委員。
- 委員（留守広行） 奨学金に関してはやっぱり、借りる側からすれば一枚でも書類がないほうが気が楽ですし、そういう、どうしても書類の内容を見て個人情報の同意書を出さなきゃいけないとかなんとかということ、奨学金をお借りしたいんだけども何となく気持ちのほう下がっていくようなことも考えられないわけではないということ、こういうような先生はおっしゃっているかと思うんですよね。難しい面も、やっぱり、貸す側とすればやっぱりそろえて、もしもということも考え、用意しておかなければならないところかと思うんです。ですから、今聞いていて、気持ち、考えが揺らいでしまっているというのが私の今の状況です。
- 教育長（大友義孝） どうです、大森委員。
- 委員（大森真智子） 皆さんがおっしゃったように、1枚でもというか、面倒くさくないというあれもちょっと難しいんですが、先ほど教育長がおっしゃったように貸付けしていく方としてはその資金で勉学に励んでほしいということがまず柱にあるということではあったので、その学びたいと思う人たちが1人でもより多く借りられるというか、一生懸命勉学に励むことができる状況であるといいなと思うんですけれども。その返済であつたりだとかってところで、何と言ったらいいんですか、現状、スムーズにというわけではないんですが、滞っていた

り、何かそちらに問題があるから先に貸付けをするという方向で何か書類が1枚増え、2枚増えというふうになっていくのかなってというような、ちょっと想像でしかないんですけども、そちらのほうの問題があるから、こちらのほうが書類が増えるのかなという印象があって、そういう返済に関していうの、どういうふうになっているのかなというのが、一つ疑問に思いました。

○教育長（大友義孝） 返済状況は今、分かりますか。

○教育総務課主事（青山裕也） 詳細な数字、額までとなると、「額は大丈夫です。」の声あり）概算になってしまうんですけども、現行の返済状況につきましてお答えします。こちらにつきまして、一応直近でいうと令和2年度がちょうど終了した時点でございます。令和2年度のところが最終で確定するのは、実は出納整理期間ってありまして5月末が最終の確定でございます。あくまで、今現状の3月末時点というものをございます。こちらにつきましては、当初の賦課金額がおよそ全体を通して年で510万円ほどでございます。要は、その金額を合計して、何期か分けていただいて返済いただくというものでございました。そのうち、3月末時点で収納された部分というのはおよそ450万円ほどでございます。約60万円ほどそこで誤差が出ております。もちろんちょっと、出納整理期間なので会計上のちょっと収入の処理もまだ追いついていなかったとか、そういったところで多少の誤差はあるんですけども、こちらが一応把握している範囲というのがおよそその程度でございます。

それ以前、過年度分という扱いでございまして、令和元年度以前まで含んだところだと、その部分では約30万円ほどまだ返済できていない方がいるということでございました。こちらにつきましては、実際当人につきましては実情でいうと2人、お二方分のいわゆる過年度分として返済をまだいただけていない方というのが残額三十万程が、今少しあるという状況でございます。

○教育長（大友義孝） 100パーセントではないということなんですね。でも、これ大きく分けて考えると、先ほど言ったように勉学に励む必要、そういうふうな意思を持っていると。だから、その資金を使って勉強していきたいというふうな人たちに、そういった制度を設けていると。一方で、貸付けしたんだからそれを回収していかなければならないという、両方の面があるということでございますので、民法、現在の規則の中でも何ら今までは支障はなかったという意味合いで進められているので、もう少しこのまま続けたらいいのではないかと。民法の、さっきの第1項のほうで適用もなされるから、それでいいのではないかとということであると。ただこれは、もうちょっと深く、ちょっと出ています就学援助の制度も併せて、奨学資金制度

の部分も考えなきゃないのだろうなというふうには思っているところです。そういったところは、留守委員からも今ちょっとどっちがいいのかという判断に困るということもあるので、もう少し突っ込んだ、いい方向というんですかね、借りる側も貸す側も双方がいいような形で整理ができれば一番ベストなわけでありますから、それを考えるとこの議案、議案として上げていますので可否を裁定するということになると思うんですね、決定しなければならないということでございますけれども、今のようなお話をお伺いしますと、ちょっと手続上どうなるのか分かりませんが、いろいろ協議を重ねてきて、議案を、教育長の提案ですから教育長が撤回を申入れをすればいいのか、それとも廃案という形をすればいいのか、その手続が今のところ不明確なんです。ですから、その手続上、このままで採決をするということには至らないのではないかなと考えるところです。

何か、その辺事務局で何か持っていますか、方法として。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） まず、ちょっと規則の確認をさせていただきたいと思います。規則に定めがなければ、これにつきましてはこの会議の中でお諮りいただいて決めるということになるのではないかなと思いますので、そんなに時間はかからないと思うのですが。（「じゃあ、方法について」の声あり）要は、定めがあればその定めに従って、定めがなければいずれ（「委員会の中で決める」の声あり）委員会の中で諮っていただいてお決めいただくということですので、ちょっとその部分の確認を、ちょっと、そんなにかからないと思いますので、お時間をいただいて。

○教育長（大友義孝） 委員の皆さん、少し調査する期間といいますか、時間を今日お借りして、

○委員（後藤眞琴） ちょっと、質問があるんですけども。その定めというのは、どういう定めを。（「議会の会議規則」の声あり）

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） 教育委員会の会議規則の中で、今教育長がお話のあったように。なければここで諮っていただいて、あとお決めいただければと。

○教育長（大友義孝） ちょっと、休憩いたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時58分

○教育長（大友義孝） 再開をいたします。それでは、教育委員会規則の方を調べていただいた結果を報告いただきます。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） はい、美里町教育委員会会議規則では、該当する条文はないため、第24条の規定に基づき、教育長が会議に諮って定めて良いのかと。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。ただいま、議案第33号継続審議の議案を、いろいろと質疑をいただいているところでございます。これまで、いろいろと質疑を頂戴し、検討をしていきますと、まだ議案として改正するまでには至らないのではないかというふうな考えでございます。それで、委員の皆様方にお諮りをさせていただきたいのですが、それを踏まえて、この議案第33号については取下げさせていただくような考え方を私持っているのですが、いかがでしょうか、そういう考え方で。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、今、委員の皆さんにお諮りを申し上げたところ、この議案についてももう少し内容を詰めて、大きな意味で検討してまいるということにさせていただきますので、議案の取下げということにさせていただきます。ありがとうございます。

休憩必要ですか。（「ちょっとだけいただいてよろしいですか」の声あり）少し休憩をさせていただきます。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時10分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

協議事項

日程 第15 令和3年度美里町議会4月会議について

○教育長（大友義孝） これより、協議事項に入ります。

日程第15 令和3年度美里町議会4月会議について協議させていただきます。教育次長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） それでは、私から説明をさせていただきます。

先日、電話で大変恐縮だったのですが、補正予算の内容についてご説明をさせていただいたところだと思います。それにつきまして改めてご説明をさせていただきたいと思います。

まず一つは、学校医の関係でございます。もともとつのだ眼科のほうに学校医を、町内の全ての小学校6校の学校医をお願いしておったのですが、3月の末に涌谷の国保病院にも眼科の先生が配置されるということになりまして、そちらのほうでも受け持っていただけるということになりまして、やはり1人で6校って大変なので、それを国保病院でもということございまして、それで予算の出どころなんですけれども、個別のお医者さんであれば報酬という形でお金をお支払いしておりまして、国保病院とかあとは南郷病院とかそういうところになりますと病院と委託契約ということで契約を結んでいるということ委託料ということでお支払いしているので、そこでやはり科目が違いまして、あと報酬につきましてちょっと流用ができないと、制限されている科目になりますので、それで3月末だったもので、企画財政課と相談をいたしまして、学校医は4月1日から1年間をやっていただくということになりますので、契約につきましても年間契約となりますので、緊急を要するというので、その契約に際して予備費を充用していただきまして、まず契約をしたということございまして、それで、今回予備費で充用したので委託料のほうはお金をあてがったのですが、今度は報酬のほうに余りますので、その余った分を今回補正予算で減額するというような形で、41万6,000円ほど減額をすると、報酬のほうですね。委託料に移った分を減額するというような補正をまず一つさせていただくということと、あともう一つがこごた幼稚園におきまして、先日の地震でトイレの配管がちょっと壊れまして、現在応急処置をして何とか使用しておるのですが、全体で21か所ほど壊れたというところで、これにつきまして早急に直したいということがございまして、現在災害復旧事業としての手続を、今担当のほうでやり取りを進めているところでございまして、町としては予算を今回計上させていただいて、早急に発注して直したいというところございまして、64万1,000円ほど修繕費として補正をさせていただくというような補正予算という内容になってございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

教育委員会に関する、関係した補正予算であるということのご理解をいただきたいと思えます。よろしいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

日程 第16 第2期美里町教育振興基本計画について

○教育長（大友義孝） では、次の協議事項に入ります。

日程第16 第2期美里町教育振興基本計画について協議をさせていただきます。教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） それでは、私から説明をさせていただきたいと思えます。

本日お配りしたものでございます。第2期美里町教育振興基本計画に対する意見への対応について（素案）ということでお配りをさせていただきました。お配りしたばかりですので、この内容につきましてはご確認いただいて、ご意見をいただいた上で修正訂正を加えて、それを確認していただいた上で公表したいなと思っております。

ちょっと、もう大型連休に入りますので、連休明け早々に公表できればよろしいのではないかなということですので、ちょっと時間のない中恐縮ですが、今週の木曜日までちょっとご確認をいただいて、修正するところがあればご連絡をいただければと思います。それを見て、修正訂正を加えたものをまたメール、ファクスで見えていただいて、それで確定をさせたいなど。それで、今週中にある程度その部分を終了させていただいて、連休明けですね、公表という形で進めさせていただきたいなというところがございます。

お配りした内容につきましては、この間協議していただいたものをある程度踏まえて、事務局で素案としてつくらせていただきましたので、内容をよく見ていただいて、ご意見をいただければというところがございます。

この前提というか、計画につきましては策定させていただいております、内容につきましては反映させるという内容ではなかったということで、その部分も前提として申し添えて公表させていただくようになるのかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） 今週木曜日というのは、お休みの日になっていると。（「失礼いたしました」の声あり）どうしましょう。水曜日まで。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） 大変、きついスケジュールで恐縮なのですが、水曜日いっぱいというか、いただいて、あと金曜日に私のほうで修正等々加えてその日のうちにお戻しさせていただきたいなと思いますので。

○教育長（大友義孝） 4月28日水曜日までご意見を、委員の皆さんから頂戴したいということでございますので、これは次長宛てでいいですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） 私までいただければ。

○教育長（大友義孝） お願いしたいと思います。なお、先日の教育委員会定例会で教育振興基本計画は確定した上で総合教育会議に臨んでいると。それは、このパブリックコメントは確かにいただいたんだけど、意見を反映する内容のコメントではなかったということなんですよ。ですから、手続上はそういうふうな形で進んでいるということでございますので、ご理解いただければと思います。

では、この件、どうぞよろしく願いいたします。この場で何か言うことなければ、水曜日までお願いいたします。

日程 第17 令和3年度美里町の教育の策定について

○教育長（大友義孝） では、次に移ります。

日程第17 令和3年度美里町の教育の策定について協議をさせていただきます。阿部先生、どうぞお願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 私から、美里町の教育の前段の部分につきまして、この間の臨時会の後に加筆した内容につきまして、委員さん方に非常に短い時間の中で、忙しい中、しっかりと読んでいただきまして、ご意見等も寄せていただきましたことに感謝申し上げます。

全体的な形態につきましては、4名の委員さん方全員に了解をいただきまして、加筆した文言につきまして、より読み手がその趣旨を理解しやすくなるようにという部分でのご意見をいただきました。事務局でそのご意見を参考に、振興計画原文の趣旨に基づきまして整理をさせていただいたものが赤く朱書きしたところでございます。

一応、本日ご承認いただければ、これを美里町の教育の前段部分として、今後冊子のほうの制作に取りかかってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

前々回に、この美里町の教育の基本方針のところ、ちょっと具体的な表現を入れたほうがい
いだろうというご提案をいただきまして、それを挿入をしていると。さらに、赤の字の部分で
すか、これらをいろいろと読み手に分かるような形にしたと。そういったことで、修正をさせ
ていただいておりますが、どうでしょう、皆さん何かご意見ございませんか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） もしよろしければ、これを成案として、美里町の教育の部分に入れてい
くということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。よろしく願いいた
します。

日程 第18 美里町特別支援教育連携協議会について

○教育長（大友義孝） それでは、次に移ります。

日程第18 美里町特別支援教育連携協議会について、伊藤先生、お願いします。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） それでは、説明をさせていただきます。

先ほど、連携協議会の任期満了に伴って新しい委員を承認いただきましてありがとうございます。
それで、その役員を見ますと町内にある特別支援学校の先生方、高校ではおいでいただ
いているわけなんですけれども、実は最近なんですけれども知的障害を持っているお子さんあ
るいは情緒障害等のお子さんでも普通の高校に進学するお子さんが少なからずいます。そう
なると、この会の目的はインクルーシブ教育のシステムの構築となっていますので、単に特別支
援学校に通う子供たちだけではなくて、通常の高校に通っている子供たちの情報も非常に大事
ではないかと考えます。さらに、心情としては私たちの町から他市町村の普通高校に通ってい
る子供たちはどうしているのかとか、その後支障なくなっているのだろうかという情報も非常
に欲しいなと感じています。今後、町内外を問わず必要に応じて高等学校の先生もこちらから
お呼びをすることも考えてこの会を続けていきたいなと思うんですが、この辺を協議いただ
きたいと思います。

○教育長（大友義孝） 今、伊藤先生から話がありましたとおり、そういうふうな方向にしたほ
うがいいのではないかとということで、事務局内部でいろいろと相談してまいりました。委員の
皆様方のご理解をいただけるのであれば、そういった形で進めていきたいなと。将来的には、
連携協議会の委員という形でもいいのかなと思っているところでもございます。いかがですか、
そういった形で進めさせてもらってよろしいですかね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、伊藤先生、そういう段取りでよろしくどうぞお願いいたします。
（「ありがとうございます」の声あり）

日程 第19 就学前幼児の「ことばの教室」について

○教育長（大友義孝） では、次に移ります。

日程第19 就学前幼児の「ことばの教室」について、これも伊藤先生から、お願いいたします。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） 続けて説明をさせていただきます。

「ことばの教室」については、もう既に不動堂小学校の中に1学級設置されておりまして、町内の小学生が通級しているわけですが、実は小学校に入る前のお子さんですね、保護者の方から入学前にいろいろと指導いただけないだろうかという要望が複数ありました。お子さんの状況によっては入学前に早く対応することでいい結果が生まれる場合も十分あるかと思います。そのように考えていたところ、実は昨年お一人要望がありまして、聴覚支援学校のほうにお願いできないかということでも伺いましたところ1人面倒を見てもらいまして非常にいい結果がありました。それを聞いたほかの保護者の方からも、ほかにももっとできないのかなという声も出てきました。その折だったんですけれども、今年度退職なさった経験者、9年間「ことばの教室」を受け持った先生がボランティアでやってもいいですよという申出がありました。それを受けて、今日の資料にありますような「ことばの教室」のパンフレットの案を作成いたしました。形としては週2回、1人30分程度で、お一人の先生ボランティアですので対応できる人数は少ないんですけれども、希望する親御さんの思いに応じてあげたいと、その子供が小学校に入ってからうまくやっていけるように早いうちに対応できるものはしておきたいなというふうな思いでこのようなパンフレットをつくりました。今までは、小学校だけですけども、正規のものではないのですが、幼児向け、頭の中では1歳、2歳ではちょっと難しいなと思いますので、3歳以上幼稚園の年少から年長、就学前までのお子さんを対象に募集をかけて、対応していきたいと思います。この実施についてご協議いただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま、説明をいただいたとおりの経過がございまして、段取りを進めてきたわけでございますが、委員の皆様方のご理解をいただきながら進めていければと考えてございます。そう

いったことのご理解をいただけるのであればありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか、ご意見などございませんでしょうか。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 僕は、この案内を読ませていただいて「ことばの教室」って、クエスチョンマークがあるところの最後のところ、「子供の表現が不完全であっても良い聞き手になり、話す意欲を育てます」と、これ一番大事なことなんでないかと、僕自分の経験を踏まえてもそう思っているんです。それで、こういうことぜひやっていただければいいなと思うんですけども。僕の経験は、僕はこの前の戦争で疎開をしまして、それがずっと田舎で、水戸黄門が隠居したところの近くなんです。それで、祖母と一緒に生活していて、祖母が亡くなるまで自分の家には帰らないでいてそこにずっといたせいか、あるいは自分の耳の悪いせいか、「ど」と「ぞ」の区別ができなかったんです。それで、小学4年生の学芸会の際に今でもはっきり覚えているんですけども、「ここをゾウが通りますから、そこにいる方に、どけてくださいませんか」っていう、そういう文句を言わなきゃならない。そうすると、「ど」と「ぞ」の区別ができませんから、「ゾウが通る」というのを「ドウが通る」っていうらしいんですよ。それで、何回も先生にやらせられたんですよ。それで、今はよくできたと言われたこともあるんですけども、全然、何でよくできたのか分からないんです。次また練習するとまた同じようなんです。そういう経験が一つ。それから、はひふへほの「ひ」と、「し」の区別ができなかったんです。それで、それはいつくらいか記憶にないんですけども、それで今でも「ひしがた」とか「ひ」を使うときにはかなり緊張しないと発音できない。それから、これ大きくなってからですけども英語の「R」と「L」の区別ができないんですよ。「R」と「L」を、イギリスにいたときですけども、「R」と「L」を使うところに住んでいて、バスに乗ったらそこで止まってくださいと運転者に最初をお願いしなきゃならないの。そうしたら僕が発音するとその発音が、「この人何て言ってるか分からない」と乗客のみんなに運転手さんが聞いて、いや分からないっていうことで、スペルを書いて渡して初めて理解されたというようなことがありますので、先ほど、繰り返しになりますけれどもその子供の表現が不完全であってもよい聞き手になり話す意欲を育てていただければありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

後藤委員の貴重なお話を頂戴しまして、やる価値、意味、そういったものを十分理解できたなと思います。この教室については、今のところ予算化も何もなくて、このままでいかにボランティアといっても、やはりしかるべき措置を講じていかなければならないのではないかなと思っておりますので、改めてその辺については委員の皆さんとご協議をさせていただきたいと、

そういうふうに思っておりますのでよろしくどうぞお願い申し上げます。

佐藤委員、何か付け加えることありますか。

- 委員（佐藤キヨ） 私、昔口唇口蓋裂のすごいひどい子を受け持って、その子が古川の江合にことばの教室を退職した先生が江合言語教室というのをつくってやっていたんですね。それで、親御さんから自分のうちの子が、1年生、入学したんです、通っているからどういう指導をしているか見に行ってくれてと言われて、休みの日に見に行くと、それで先生と話してどういう指導をしているかを見て、授業中も口の開け方とか意識してやるようにしたんですけれども。1年生に入ってことばの教室あるんですけれども、授業中抜けるわけですよ。だからちょっと遅れがちな子の場合、1年生なんてことばの教室で国語の授業に関わりながら言葉の指導をするっていうようなこともやっている、やらなくちゃならない場合もあるので、こういう3歳、年少から年長まで、多分多くて6人くらい、30分なら6人くらいだと思うんですけれども、それをやるのは小学校入ってから抜けないで済むので、とてもいいことだなと思いました。
- 以上です。

- 教育長（大友義孝） ありがとうございます。

申込みが、これから保護者さんたちからどの程度来るか、要望があったのはまさに事実なので、その方たちは来ていただけるかなと。ただ、今後いろいろもっといい展開をできるようにしていきたいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

日程 第20 学校支援プログラムについて

- 教育長（大友義孝） では、次に行きます。

日程第20 学校支援プログラムについてでございますが、これは実は資料も何も準備できていなかったわけなんです、学校支援プログラムという大それたネーミングになっているんですけれども、既に委員の皆さん、一部ご覧いただいていた部分もあるんですが、「7つの習慣」という部分がありまして、子供たちの内なるリーダーシップ、つまり主体性とか自尊感情とか、自己有用感とか他者との協働の姿勢の育成のために開発された教育プログラムがあります。これを、小牛田小学校と不動堂小学校の校長先生からそれを実施していきたいという相談がありまして、今年度からやっていきたいということでございました。その内容について、具体的な資料は、パンフレットはいっぱいあるんですけれども一つにまとめたものがないので、それを

見ていただくことになると思うんですけども、そういった部分を今年度展開をしていきたいと考えたところでございます。

それで、委員会として委員の皆様方からご意見を頂戴しながらこれも進めていきたいなと思うのですが、まずは佐藤委員にはまだその内容部分についてはお話をしていなかったんでなかったかと思っっているんですね。そういった内容のものでございまして。ただ、今年度は、今後2学期制の導入が入りまして、プログラミング教育だとか、それからICT教育だとか、タブレットを利用した指導方法とか、いろいろ多種多様な教育の展開がなされる中で、この対応が、先生方が本当にできるのかというところもあるのですが、これは3年間続けていきたいという事業なので、1年目は理解から始まるのかなと思っでございます。そういった内容で、全国的には今25校の小中学校で実施しているものでございまして。佐藤委員には申し訳ないんですが、後ほど資料はお配りさせていただきますので。

○委員（佐藤キヨ） 何か、ちょっと私も友達とかが小牛田小とかそれから不動堂にいて、ちょっとちらっとプログラミングとかいっぱい入るじゃないですか、タブレットとか。それなのに、こんなのがもしかして来るかもしれないっていうので、すごい不安なので聞いて調べてみたんですね、実は。そうしたら、結構みやぎの志教育とかそういうのとダブる部分もあって、それから最初は無料みたいなんだけど、教科書があるんですね、教科書というか副読本みたいな、あれ1冊幾らするかご存じですか。3人の先生方はいろいろ話を多分聞かれていて、中身とか調べて、検討とかはもうされたんですか。（「中はちょっと確認をしておりますし、研修会的なものが4月冒頭にあったので、それにもちょっと行ってみたいして、どういうふうなものだかっていうのは少しですけども、確認をしております」の声あり）何か、先生方の負担がね、本当に学力を高めるためにこっちまで手を出せるのか。それから、志教育とか、それから早寝早起き朝ごはん、それからルルブルとか似てる、ルルブルと早寝早起き朝ごはんは結構似ている部分もありますよね、それから志教育と道徳教育もかなり似ているところがあるし、そのリーダー・イン・ミーも似ているところあるし、その志とか道徳教育とか、それからタブレットのプログラミングとか、そういうのがいっぱい今年はしなくちゃいけないわけですよ。それで、子供たちは本当にやらなくちゃいけないのは、学力をつけるということですよ。その学力をつけるといっても、前の中学校の調査で、ある中学校の特定の学年のみ宿題とかもやっているとかやっていないとかいろいろあったし、それを全部先生方ができるのか、一番大切なことは子供が喜んで学校に来て、楽しくやっていたら学力もつくわけですよ。志教育と道徳があれば、果たしてこのリーダー・イン・ミーまでやって、志教育と、私が少し調べたところ

ではリーダー・イン・ミーとかなりダブるところがある。それから、志教育のここの部分は早寝早起き朝ごはんとルルブルをやればできるようなところも入っていますよね。だから、そこまでやらなくちゃいけないのか。それから、3年間は講師派遣、それからお金かからない、でもその後は1冊999円なんですね、あの本、調べたら。それで、教科書じゃないから親が副読本みたくお金出すわけですよ。副読本って1,000円は結構高いですよ、親からすれば。普通はもっと安いんですよ。昔はね、私がやっていたときは。だから、その負担で、あと道德教育の時間がありますよね、時間割の中に。そのため、リーダー・イン・ミーはどこに位置づけられるのかなって。総合だって、恐らく総合とかに位置づけられる可能性もありますね。それから、特別活動か分からないけれども、そこら辺に入るかどうか分からないんですけども、そういう位置づけで総合なら総合で、例えば福祉とか、学校によって自然体験の農業だとかいろいろあるわけですよ、それから地域のあれとか。何かそういうのの中にこれを果たして入れられるのかな、どういうところでリーダー・イン・ミーは、自分の内面じゃないけれども、自分のプライドじゃなく、自分を大切に、自分の一番っていうか、そこを育てるといって自信を持って、それでもって世の中に役に立つか、有意義な人生を送るために、もちろんね、世の中に役に立つというのもすごい関係すると思うんだけど、そこら辺は道德とダブるんじゃないかなと思うんですね。道德教育と。そのために、心のノートみたいな、前の道德が教科じゃなかったときは、このリーダー・イン・ミーの中にあるみたいなのが、副読本じゃないけれども、それが文科省から配られてあったわけですよ。それがなくなって道德も入ったわけだから。果たしてこれ、入れる意味があるのか。それから、小牛田小と不動堂小ですか、3年間やった後にお金出してもらってやった後に、そこでもしあんまり意味がなかったら、それがキャンセルじゃないけれどもやめていいのかどうかということもありますよね。もしかしたら3年間ただでやったんだから、全部後のところやって、やりなさいって言われたりしたら怖いなど。そこら辺はどうなんですか。ただで3年間。

○教育長（大友義孝） 今、心配されている点は、もちろんみんな心配していた部分なんです。一番、先ほど冒頭にお話し申し上げたのは、2学期制、何のために2学期制を入れたかと、そういった部分から本当に学習指導要領が変わって、中学校今年から入っていますけれども、大変な思いをしている先生方であると。その中でICTだ、プログラミングだ、キャリア教育だ、いろいろな面が今多彩になっていると。中には、授業準備という部分も（「そこが一番ですよ」の声あり）部分があるので、そういったところにこのリーダー・イン・ミーという部分を追いかけるのかと。さらに今、委員が言われるように道德と一緒にする部分があるだろう、志

教育と連動する部分があるだろう、もちろんそれは重々把握はさせていただきました。だから、
どういった形であれば展開できるのか、一つの総合とか、そういった道徳とかの教科にとらわ
れるのではなくて、どの教科でどういうふうなことができるのかっていう部分を全部考えてい
かなくてはならない。そういった思いはしておったところです。さらに、3年間やったときに、
改めて請求が来るのではないか、副読本を買わなければならないのではないかという部分は当
然あるかと思えますけれども、3年は3年でやっていただくというふうに限定するしかない
と。4年目以降の部分については、何の取り決めもしているわけではないわけですよ。ただ、
今まで、営業のほうからのお話とかなんかをいただいているわけですが、その副読本だ
け1年生から6年生、中学校用のやつもあるんですけども、中身は言い回しはその学年に合
わせた内容の言い回しになっているだけのことなんです。中身的にはね。

○委員（佐藤キヨ） それから、教科書がどこで発行したかとか、誰が書いたかとかも分からな
いんですね。

○教育長（大友義孝） 前段に後藤委員からも言われているんですけども、これももともとはフ
ランクリン・コヴィーさんという方が発想を展開した部分なので、その意味ですね、解釈がど
ういった解釈でされているのかという、翻訳がですね、それも考える必要があるだろうという
ことも、お話を頂戴しておったところです。

○委員（佐藤キヨ） 中身が、変な日本語じゃないけれども、とかもある、部分も。

○教育長（大友義孝） そういうことは十分、こちらでも、つかみどころがないのではなかなか
やるわけにもいかないし。ただ、問題は教育委員会では直接指導という部分についてはしてい
ないわけですよ。ですから、その内容をちゃんと把握する必要はあるということです。

○委員（佐藤キヨ） あと、学校によってはちゃんとこの、どこかに志教育のを書いてあるとこ
ろもあったし、だから、道徳というか、十分やっている、ともかく少なくとも今年は絶対私は
厳しいなと思います。このみやぎの志教育とかルルブルがあるし、こういうのも見るとかなり
ダブっていますし。

○教育長（大友義孝） 佐藤委員のご意見、経験者ということでのご意見だと思いますので、それ
はこちらとしてもお伺いはしなきゃないということだと思います。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 確認なんですけれども、まず、このリーダー・イン・ミーをするという決
定はもうなされたんですか。

○教育長（大友義孝） はい。これは、先ほど説明しましたように、小牛田小学校と不動堂小学
校の校長先生から申出がありました。そういうことで、やってはどうかという案なので、中身

的にはどんなものですかということをお断り聞かなくてはいけませんね。聞かないと、いいも悪いも判断できませんので、そういったところからスタートを切りました。

○委員（後藤眞琴） そのときに、小学校を2校にする場合、ほかの4校はどうするかっていうのがありますよね。これが、小学校教育にとって本当にする必要があるのかどうかというの、教育長さんと2校の校長先生の話合いで済むものなのかどうか。2つの小学校の校長先生から、教育長さんにお話しがあった場合、当然教育委員会で話し合う必要が最初にあるんでないか。それを3人の先生方に相談して、もう決定しちゃったと。それはちょっとね。もう決定したならしょうがないですけども、決定する前に、こういうことがあるんですけどもいかがなものかと教育委員会で協議するのがまず第一に必要なのではないかと。もう決定しました、そのときに、これからどういうふうにするのか、あとしない4校はどうするのか。これ、文部科学省では検定済教科書を使っているのは全国津々浦々の小学校、中学校、高校においてその子供たちが最低限これをするんですということが大前提になっているんですよ。それと、美里町でこれからやろうとしているのは、2校のみに限って、あとの4校は考えていないというところ、ですからそのやり方も、例えば試み、この2校でモデル校みたいにやってみてどんなものか見てみたい、見てからほかの4校、それで佐藤委員からお話あったように3年間これ試みでやるというふうなもう決定をなされているわけですね。あくまでも試みで、モデル校としてやってみるんだという形で、いやこれだったらうまくできそうか、その2校の先生方に聞いて、そのときに考え直すということをお断りにしてやるんだったらしょうがないかなと思うところですので。

それから、もう一つ、これ教育長さんから借りたんです、この本に書かれているのが基本的な考え方だろうと思うんです。僕、これ一読させてもらって、この本で重視しているのは、個性主義と人格主義、個性主義と比較して人格主義のほうを自分は取りますよと。そうすると、これ訳本ですので、個性主義というのはどういう英語を使っているのか、人格主義というのはどういう英語を使っているのか。じゃあ、日本語で個性主義って言われているものが、一般的な解釈で、これ哲学的な部分も入ってきますからね、どうなっているのか。僕はこういうのを読む場合には、原書で読むのが普通なので、教育長さんにお断りしました、この原書を手に入れていただけないですかと。それからもう一つ、トーマス・クーンが「科学革命の構造」の中で提起した、パラダイムの解釈についても考えてみる必要があるのではないかと。ですから、そういうことも含めて、先生方3人もこういうものをもうお断りになっているんだろうと思うんです、それでかなり疑問に思っているところもあるんじゃないかと、僕はかなり疑問になっ

ておりますので、そういうことも含めてこれから僕たちも2校のモデル校としてする、それをどうやっているのかを知るためにも、この人の書いたものを、基本となっている考え方、7つの習慣とかの、こういうこれです、この人格主義の回復と、それとこの人の言う人格主義って何なんだと、そういうことを僕たちも勉強しながら考えていかなきゃならないのかなってというのは、今感じているところです。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

大分、お叱りを頂戴したようでございます。この辺についてはおわびを申し上げたいと思います。

1年前に、この本と教科書、ここにあるんですけども、こちらを委員の皆さんに見てくださいというお話をさせていただきました。その中で、いろいろと今佐藤委員から言われるような内容のものが随分あるということだったわけですね。ただ、後藤委員が言われるように、全校ではなくて2校をやってみたいということで、しかもその残る4校についてどうするかという部分についても当然あったわけでございます。そちらについては、何とか4校も導入を図るためにはまずどういうふうなものかも分からないで導入するわけにもいかないし、もしかしたらただでということとは到底無理な話であって、その辺についてはいろいろと相談をしていかなければならないと思っております。また、これはやっぱり校長先生方がどういうふうに捉えるかという部分もありますし、とにかくやってみてというよりも、既に導入してやっているところもあるので、全国では25校を実現されているようですし、その中身がなかなか、こっちから行って見ればいいんでしょうけれども今行ける状況でもないですね。そういうふうな、把握するための手法もなかなかままならないなと思っていて、先ほど佐藤委員から言われたように今年は無理でしょうというお話を頂戴した、そしてどの教科でやるのっていう部分についても当然それが引がかかってきますから、その辺についてもやはり理解度、教えるほう側が理解しない限りはうまく進まないだろうなと思っておりました。その辺のところは、研修会とかいろいろな手法を相談しながら、モデル校として、先ほど言われたようにしていきたいと。それで、これはというふうになれば、やはりちゃんとした形でスタートを切る方法もいいのだろうと思います。ただ、今のところ3年間は全国の手スポンサーがいて、それが出資された資金を使いながらの導入だと伺っておりますので、そういった部分を活用するのも一つのやり方ではないかと。ただ、一方で今後藤委員から言われたように、翻訳の解釈ですね、偏りがあるのではないかという不安もあるわけなので、どうぞ英語バージョンの本、原本を入手して、後藤委員にはその内容を確認していただきたいなと思うところでもございます。町内6校ある学校な

ので、学校間でその扱いというか、標準的な部分でやっぱり甲乙つけ難いのではなくて、やはり同じ学校という目線で捉えていかなければならないと考えておりますので、まだやったこともないわけなので、そういったところはモデルにしながら、こちらも勉強していかなくてはならないだろうとは思っているところでございます。

○委員（佐藤キヨ） すみません、一言。これ、インターネットで見ると、リーダー・イン・ミーの発表会みたいなのをやっている学校もあるみたいな、校内研究の発表会がありますよね、そういうような、壁に何かいっぱい貼ってあるのとか、そういうのとかも出ていたんですね。だから、3年終わった後にそういうのを絶対しなきゃいけないのか、しなくていいのかとか、あとそういうのもちゃんと確認しておいたほうがいいのかなとかって。何かちょっと、心配な部分で、これだけいろいろなことをやらなくちゃいけなくて、きちんとせっかくタブレットとかあいうのも準備したし、それからコロナがどうなるか分からないじゃないですか。そうしたら、せっかく買ったんだから、各家庭で使えるような、そういうのとかもきちんとやっておかないと税金の無駄遣いになるし、そういうのをまず優先順位というか、それでそっちをやるならもうしょうがないからリーダー・イン・ミーやるならやって、それも何か、うちの孫に聞いたら、今度小学校2年生に聞いたら、リーダー・イン・ミーって知っているってやったら、うん知ってるって言って、どういう勉強するのって聞いてみたんですよ。そうしたら、国語で聞いたって話したんですね。不動堂では、これ多分これ、7つを授業のどこかに入れてやるというか、それで先生が多分話したのをちょっと覚えていて言えたのか。何で国語って言ったときに私思ったんですけども、後で調べて聞いたりしたら授業の中でそういう考えてを入れていく、「（そういう考えというのは、どういう考えで」の声あり）その7つの、多分恐らく、のどれかをね、先生がちょっと言って、それが多分頭に残っていたと思うんですけども、その程度のやり方になればいいんじゃないかなって、友達はやっていたんですね。だけれども、総合の中に十何時間とか入れちゃうとか、そういう方法もそれはできるのかもしれないけれども、その後の発表会とか、そこまでやって、あと先生がいなくなるというか校長先生がいなくなっちゃうのも心配していました。「（子供さんが」の声あり）子供じゃないです、友達、「（先生が」の声あり）そうです。校長先生が言ったのにいなくなっちゃうっていう話、だからそこら辺とかも、本当に、一番やっぱりぎりぎりいっぱいあったらば、教員というのは結構真面目だから、こなすためにぎりぎりやるんですよ。そうすると、先生も心病む人が出るかもしれないし、不登校が出るかもしれないし、そこが一番私は心配なんですよ。

○教育長（大友義孝） 今、委員が言われる心配を解消できるような施策というかね、 i P a d

を導入する部分についても、これを展開できないかなという考え方を、そういった部分を、これを私的には考えていたんですけどもね、そういったところにも展開できるかなという思いがあるんです。ただ、委員が心配なされるのはごもっともなことだと思うので、これから、どの教科でという部分はありませんし、強制しているつもりもないですし、その辺の考え方がどうなっているのかな、やらなくちゃ、やらなくちゃって思っているのだからね。ちょっと、その辺が分からないですね。この進め方そのものについては、先生方も大変、初めて聞く方もいらっしゃるかもしれない、進め方に疑問を感じている先生方もいらっしゃるというのはお伺いしていました。ただ、それをどういうふうにしたらその考え方、志教育とか道徳の教科書も含めてなんですけれども、その辺については連動するものがあればそれを使っていく形のほうがいいのかなと。どうぞ。

○委員（後藤眞琴） それから、言葉の問題もあるんですけども、これ日程第20の学校支援プログラムについてとなっているんです。先ほど、教育長がおっしゃったこういうあれしか考えつかなかったという意味のことをおっしゃったんですけども、学校支援をするというの、教育委員会が学校を支援するためのプログラムということなんですか。僕は、これをやるに当たっては、各学校が校長先生を中心にして、その先生方と話し合っ、そのやり方とかをいろいろ決めていくんでないかと思います。それに、教育委員会がどこまで関与できるか。ですから、この学校を支援するためのプログラムであって、教育委員会が学校を支援する、どういう支援をするんだと、これはもう、僕は教育行政の法律を見て学校の運営に関してはできるだけ各学校の運営の仕方を尊重、最大限尊重していくっていう立場を取らなきゃならないだろうと思うんです。そのときに、ここにあるように、これではかなり教育委員会はこのプログラムに関しては各学校にこういうふうにしてはどうですかっていうようなところまで行きそうな感じもするんです。ですから、これ、やっぱりこれから継続審議みたいなものにして、各学校がどんなふうに行っているのか聞いたりね。それで、この教育委員会の、3人の先生も含めて勉強していくと。そういう形に、もうきまっちゃったんですから、なるのかなと思っていますので、かなり注意しないと面倒なことも起こらないとも限らないんですね。なぜかという、これ、書いた人はアメリカ人ですよ。そうすると、これアメリカの文化、文明というか、キリスト教文明が土台になっているんですね。そうすると、日本側の道徳、これは日本の伝統文化、これはいろいろな宗教も絡んで、いろいろなものがある、その土台と共通する部分もあるし、共通しない部分もあるんですよ。その辺のところをどうしていくのか、それは各学校が判断、校長先生を中心にして判断するんだと思う。ですから、その辺も含めて、各学校にモデル校と

してお任せするような形を取るのがまず基本でないかと。

- 教育長（大友義孝） それでは、大業な形での学校支援プログラムっていう名称を打ってしまいましたけれども、この辺については内容的な部分は確かに継続して教育委員会としては協議をしていかなきゃない案件だということに加えて、進み具合、内容、先ほど言いましたけれども具体的な進め方というのはなかなかできないんだろうとは思いますが、そういう形に次回以降も取らせていただきたいと思います。ただこのタイトルも学校支援プログラムと言っているのかどうか、その辺のところも含めて、改めてその内容、タイトルですね、検討したいと思います。

本当に、今、後藤委員、佐藤委員からいろいろご意見を頂戴しました。学校の校長から依頼があって、そういうふうなモデルとしてやったらいいんじゃないのというふうな決定をお話し申し上げたのは事実でございます、これは私の至らないところがあったんだなと思っております。ただ、内容を見る限りは、こういうふうな人物に育っていければいいのかなというふうな、確かに志教育なんかにもつながるところはありありなんですけれども、そういう思いでいたことは間違いないということでございます。

- 委員（後藤眞琴） すみません、リーダー・イン・ミーなんですけれどもね、リーダーって一体全体何なんだと。それを、自分というものを、自分というのはいろいろな自分があるからその自分の中にあるものをつくる、これも一つのリーダーという解釈できるんですね。他との関係、リーダーになるっていうのは、あるいはある社会の組織の中でリーダーになるとかね、いろいろなものの解釈ができてくるんですよ。ですから、そういうことも含めて幅広く子供たちが考えられるような、

- 教育長（大友義孝） みんながリーダーだよという前提からね、捉えられているのかなと思うんですけれども。1人がリーダーではないという部分であろうと。ただ、近くでやっているケースもないですし、宮城県内では4校というお話だったものですから、美里町以外の学校もこれに入っているんだと、いるはずなんです。そこの進み具合ですかね、考え方、そういったものも逐次こちらとしては押さえていかななくてはならないのかなと思いますので。はっきり言って、何もしていないということでもいいんです。学校の教科書があるわけですからそれでもいいんですけれども、やはり何か活用できるものがあれば利用していきたい。それがいいものであればなおさらのこと、そういう部分でいきたいという願望はあるんですけれども、やはり何かつまづきがある部分についてはそれはやめざるを得ませんし。佐藤委員心配しているように、4年後どうなんだという心配もありますからね。教えられた子供たちがどういうふう

な成長をしていくのか、そういった問題も、これはすごく大きい問題ですから。

○委員（後藤眞琴） それから、佐藤さんがおっしゃったように、今の教育、小学校あるいは中学校の、もうあっぷあっぷの状態だろうと思う。それを邪魔しないような形でどうやったらできるのかと、これがまず基本だと思う。

○教育長（大友義孝） そのとおりですね。全く、後藤委員の今言われるとおり、今やろうとしている学習指導要領の展開の中で、これやりなさい、やりなさいっていうとなかなか受けられない部分があるだろうし、何かできる工夫、そういったことも模索しなければならないということが前提になるわけですね。

そういったことでございます。話題として、今回初めて提案はさせていただきましたが、資料的には既に委員の皆さん、内容をご存じだと思いますけれども、テーマとして出すのもちょっと遅くなってしまったと。それから、勝手にと言ったら表現がいいのか、させていただいていましたということもありますので、今委員からいろいろご指導いただいたということでございます。

今後、残る4校の関係もありますので、いろいろ委員の皆さんと協議はさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。よろしいですか、後藤委員。

○委員（留守広行） 教育長、一つ。（「どうぞ」の声あり）今回のことについて、やっぱり各校長先生方いろいろ考えられて、今、教育長さんにご相談なさったと思うんですけれども、そういう雰囲気をやっぱり壊さないようなことでお願いしたいなど。時間、いろいろ、2学期制なり、学校によっては午前の時間とかそういうのも工夫して今授業を進めていただいていますけれども、やっぱり校長先生方、先生方が考えられてこういうのをしてみたいなどというのは、やっぱりそういうお考えをできれば実践可能なものはご相談していただいて、入れていただきたいなと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。大森委員、どうぞ。

○委員（大森真智子） 私も、何でもそうだと思うんですけれども、教科書一つを教えるということに関して、子供たちの理解度ってそれぞれあると思うんですね。先生の理解させるためのアプローチというのものもあると思うんですけれども、そういうふうになったときに、このアプローチではあまりこっち側のこの子供たちには伝わり切らないなどになったときの一つ何か教材として、こういう同じようなニュアンスの話をしているんだけど、こういう言い方もあって、こういうふうにも伝えられるんだよっていうような、ここにも伝わったとか、ここの何割に伝わったっていうような、一つの、自分の、先生独自のアプローチ方法じゃない意見として

こういう伝え方もあるんだよという感じで使っていただけるのかなっていうふうに私は思っていて、なので、いい意味で、1年目ということもあるので、成功体験だったりとか、こういうふうにしたらうまくいった事例がありましたよというのを吸い上げるという1年にしてもいいのかなと思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

私も、この部分について本当に遅出しで申し訳なかったと思っておりますが、大分今のお話をお伺いをしまして、改めてテーマとして協議をさせていただきたいと思います。

この「7つの習慣」の部分の言葉を借りて、信頼貯金が少し減ったなと思っているところがありますので、この部分を回復できるように頑張っていきたいなと思います。よろしく願いいたします。

日程 第21 美里町学校給食費について

○教育長（大友義孝） では、続きまして、日程第21 美里町学校給食費についてお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） それでは、美里町学校給食費についてということでございます。

学校給食費につきましては、平成29年1月27日に教育委員会から町長に対しまして、常任委員会の研究課題に関する提言について（回答）、これを提出しておりまして、その中の提言事項1、学校給食費補助についての中で、少子化対策等の施策を実現するため、町長部局とともに検討すべき課題であります。教育委員会としては、次回の2月定例会において協議を行いますと回答しているところでございます。このことを受けまして、平成29年2月16日の教育委員会定例会で協議した結果、給食費を一律に補助するのではなく、経済的に支援が必要な家庭に対して支援していくことがよいというような結論になっているところでございます。その後、令和2年度美里町議会12月会議で、常任委員会の研究課題に関する提言に対する検討結果はどうなっているんだというようなお話がありまして、その後、令和3年1月28日の教育委員会定例会から協議を行っているところでございまして、2月の教育委員会からは就学援助制度につきまして協議を行っている状態であるというところでございます。

教育委員会といたしましては、学校給食費という部分だけではなく、経済的な支援が必要な

家庭に支援をしていくということが必要だということでございまして、就学援助制度の充実について協議を進めさせていただくことがよいのではないかとというふうに事務局では考えているところでございます。それで、今後、現在は学校給食費についてということでご協議をいただいているのですが、今後就学援助制度についてということで、そのことについてご協議をしていただければと考えているところでございます。

それで、今後につきましては、就学援助の援助する区分とか、対象品目、こういうものをよく見ていくと。今、ほかの自治体でもやられているような品目ですね、そういう品目を見ながら、現在の美里町と比較してどういう品目を援助していくんだという部分と、準要保護の認定基準ですね、ほかの自治体ですと生活保護のラインに、例えばその1.1倍だとか、1.2倍だとか、そういう比率を掛けて援助基準を設けているところもございますので、ここのようなところを今後ご協議いただいて、そして取りまとめて、教育委員会としての意見を取りまとめて、あとは当然予算が伴うことであると思いますので、町長と総合教育会議を開いて協議していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

スケジュールにつきましては、今後ちょっと事務局のほうでおつくりいたしまして、今後協議をしていただきたいなと思っているところでございます。

本日はまず、今後の方向性というか、協議名称を就学援助制度ということで定めさせていただいて、今後先ほど申し上げたような内容のご協議を進めていただきたいということでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。学校給食費だけでなく、就学援助制度、大きな部分で捉えて協議していきたいということでございます。それでよろしいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ、そういう方向で、スケジュールも今度立てながらお願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） よろしければ、早めにちょっとご議論いただきながら、あと早めに町長と調整できるとよろしいかなと思いますので、お示しをさせていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） お願いいたします。

では、休憩を入れなくていいですか、続けますか。（「ちょっとだけお願いします」の声あり）
暫時休憩いたします。

休憩 午後4時17分

再開 午後4時25分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

日程 第22 団体からの質問について

○教育長（大友義孝） 日程第22 団体からの質問について協議をさせていただきます。では、次長から、お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） 説明をさせていただきます。

資料につきましては、令和3年4月19日付で美里町教育委員会に美里町まちづくり会議からいただきました美里町の教育行政のあり方について質問ということで、これが資料としてお配りさせていただいて、内容につきましては見ていただいたというところであると思います。

それで、あわせて参考資料としてちょっと厚い物で、これまでのまちづくり会議とのやり取りの文書ですね、頂いた文書、こちらからお出した文書をおつけしておると、あわせて関係資料ということで、中に出てくる関係する資料、あとは関係する法律ですね、こういうものを見ていただいていたと思っております。

それで、今回文書を直接私、代表と副代表から頂きまして、この質問は今教育委員会にお願いしている意見交換会の前提というか、そのために行いたいんだということがございまして、この回答をいただいた上で意見交換会をすることでより突っ込んだというか、中身の深い話合いができるのではないかというお話がございまして、資料にもそのことをお書きして見ていただいたことと思っております。

それで、本日につきましては、このご質問に対する対応ですね、これについてお話し合いをしていただきたいというところがございます。本日は、まだ回答案等々もつくってございませんので、対応についてどうするかということでご協議いただければというところがございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、この質問を頂戴して、今の次長の説明で趣旨等についてはお分かりいただいたも

のと思いますが、もう皆さんこれ読んでいらっしゃると思うんですけれども、4月30日までということは今週中にその回答をくださいということで、回答をもらった暁には意見交換会をもっと充実したものにしていきたいというような内容のようでございますが、さてこれをいかように対応していくかということでございます。これまでも、いただいた質問に対してこちらとしては回答をさしあげてきた内容でございます、その前に確認したところ、意見交換会のテーマは何ですかという部分ですよね、教育行政についてということで大きなタイトルの中でお示しをされてきたんですけれども、中身を確認すると中学校の統合のお話ですという回答をいただいたところが来ているんですかね。それで、意見交換会に先立って、こういったことがここにも書いておられるようなんですけれども、かねてからの疑問に思っている事項がありますと。かねてから疑問に思っている事項がありますということで、大きく2つ質問を頂戴したということでございます。

これについて、委員の皆さんのご意見を頂戴したいと思うのですが、どうでしょうか。皆さん一人一人ご意見を頂戴したほうがいいのかと思っておりますが、どうでしょうか。留守委員から、お聞かせいただいてよろしいですか。

○委員（留守広行） 何回もいただいておりますので、今回いただいた質問リストに、これ前もお答えしているような質問だったんじゃないかなと思うんです。なので、そういうことの繰り返しにはなりませんけれども、いつ何時のと、まだ正確には見ていないんですけれども、そのときにこのような回答をさせていただきましたということになるのではないかなと思うんですが。

○教育長（大友義孝） 大森委員、この辺全部、平成30年からの部分があるんですけど、留守委員さんはずっとこの最初のほう、前段の部分は承知していただいていると思うんですけど、大森委員については途中からこのようにご覧になっているんだと思うんですけど。ただ、これまで答えられてきた、質問を受けて答えてきた部分については十分把握されていると私思っているんですけど、今回同じような質問であると留守委員から頂戴したんですが、大森委員はどうお考えですかね。

○委員（大森真智子） そうですね、私も今留守委員がおっしゃったように、自分が委員になってからのお話させていただくと、そうですね、言葉が適切かどうか分からないですが、お答えしていることなのではないかなと、今までも、というふうに思いますので、意見交換会の前ということではあったんですが、お答え今までしている、意見交換会をするにしても今までお答えしていることをベースに交換会ができればいいのかなというような状況であったので、ですね、そう思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

佐藤委員は、全く最初からだと思うんですけども。学校教育環境審議会が設置されて、美里町の教育はどうあるべきかということを経験した次期から、これスタートしているわけなんです。流れについてはご覧いただいたと思うんですけども、率直なご意見をお聞かせいただければと思います。

○委員（佐藤キヨ） なかなか平行線という感じに伺えます。お話を聞いたり、あとこの資料で、聞かれたことと意見、それに対しての答弁じゃないけれども、そういう資料も頂いて一応目を通したんですけども、なかなか一致しない、難しいんですけども、あとはもう、しょうがないという言い方はまずいんですけども、もう造るようになったんだからよりよい中学校になるように、町民の皆さんの意見を聞いて、教育委員会でやって、そういう方法しかないんじゃないかと。絶対に通る、少数意見というか、それが通るとは、だって違うんですものね。今後、どうなるというものではないから、我慢する部分がというか、出てくるのはしょうがないというか、それしかないんですよ。

○教育長（大友義孝） 何度も同じ質問になるかもしれないけれども、出てくるからね。同じ質問のように捉えられているという。後藤委員、いかがですか。

○委員（後藤眞琴） 僕も、留守委員と同じように、また同じことを聞かれたのか、それでも繰り返しになっても、4月30日までには回答はできないけれども、回答をしていくよりしょうがないんでないかと。これまでの繰り返ししかできませんけれどもと回答して良いとえます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

委員の皆さん、個々のご意見を今頂戴したところでございますが、私もこの大きく質問1と2っていう形になってはいるんですが、答え方についてはちゃんと案をつくって、これまでも回答してきていますから、それはやっぱりやっていく必要はあるんだろうとは思いますが、ただ、4月30日までくれといわれても、ちょっと今まで何度も何度も同じものをいただいているんですけども、その内容的な部分をもう一回ちゃんと点検をして、そして回答すべきかなと思いますので、4月30日は申し訳ないけれども間に合いそうもないなと思っております。原案を、こちらでつくって、委員の皆さんに見ていただいて確認した後に回答していくという形でいかがですかね。それが、これまで意見交換会をやりますよ、今コロナが大分広がってきたので、もうちょっと先延ばしにしましょうねって、いうところで今来ているんですけども、意見交換会をする前には回答しなきゃないと思うんですけども、そういった流れで今回組み立てて回答をちゃんとするというふうには、回答するっていうことでいいですよ。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） そのような形で案をつくって、進めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

改めて見ると、30項目あったんですね、30件。また案をつくったら、どうぞよろしく、委員の皆さん、お願いいたします。

その他

○教育長（大友義孝） では、その他案件に入ります。

行事予定は配付させてもらったとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。ただ、通例ですと今頃に管理職の歓送迎会が教育委員会主催であります、これは中止ということになりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから、2つ目の令和3年度の美里町立小中学校の運動会なんでございますが、これ、青山主事から説明したほうがいいかな。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私から説明いたします。行事予定にも一部入れさせていただいておりますが、5月に美里町の6小学校、1中学校、こちらで運動会を開催予定です。従前のおりで考えますと、来賓で教育委員さんのご出席を賜っていたというところでございます。ただ、既にこの社会情勢の中、かつ新型コロナウイルスの感染症拡大というのをより注視していかなければいけない状況であることはご承知のとおりでございます、今日ご相談させていただきたいのはこの来賓についてというところにつきましては、今年度の取扱いとしてはなしという形でいかがかなというところで、教育委員のご意見、賜らせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○教育長（大友義孝） ただいま説明があったように、5月11日に小中学校の校長先生方の会議があるところなんです、そのときまでには来賓はご遠慮いただくというような方向でお話ししたいと思ひんですけども、それでよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 当面の間、行事等についてはそういう扱いをさせていただくようになるかと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

その関連といっはなんなんです、もう一つ、小中学校のプールの使用に関してなんです。昨年は、子供たちの健康診断が秋までずれてきたんですね。健診ができないということから、健

診できていないのにプールには入れるわけにはいかないと。そういったことがあって、延ばしてきた、もしくはやめたというところも多かったんですけども。今年は、健診については予定どおり行えそうなんですけれども、さてその3密の対策を講じることが可能なのかというと、学校によってはプールがある学校とない学校、さらにはなくても隣に行って借りる形態のものと、南郷地域のように別の町で管理している施設を使っていくものところあるんですね。ですから、学校によって皆違う体系で授業をやる場合もありますから、なかなか全部を統一することでもできないのかなと思うんですけども、どうでしょうね。はっきり言って、私的には、個人的にはですよ、授業としてはやらせてあげたいなという気持ちはあるんです。ただ、夏休みはこれはやめたほうがいいのかなと。監視ができませんし、3密で更衣室とか何かってということになってくるとそこまで見ることができるかっていうとちょっと不安だなと。授業はできる限りさせてあげたいけれども、夏休みはしないほうがいいのではないかというふうな、これはちょっと今の思いなんですけれども。どうですか、お子さんのいらっしゃる大森委員は、どう思いますか。

○委員（大森真智子）　そうですね。子供の気持ちになって考えれば、プールで思い切り遊びたいだろうし、今までどおりしてというところもあると思うんですが、授業で管理されている部分に関しては今、教育長がおっしゃられたとおりいいとしても、夏休みと違ってなって、今までだったら更衣室でわーってお着替えをしてというところとかまでというところを考えると、ちょっとそこにももう1人誰か見る方がいらっしゃるだとか、ほかに教室を確保してあげたりだとか、そこにも誰かいてというのを考えると、ちょっと大変なんではないかと。PTAのお父さん、お母さんたちのほうでも夏休みのプールの監視につくというのも今まで例年あったと思うんですけども、そちらのほうも今年もそういう意味ではどうなんだろうなというような意見も聞いていましたので、それを考えると必要最小限でいいのかなとは思っています。

○教育長（大友義孝）　一応、委員の皆様のご意見を頂戴した中で、校長先生方とか、いろいろなところと相談していくことにはなります。ただ、皆様のご意見も頂戴していたほうがいいなと思っていましたので。後藤委員、いかがですか。

○委員（後藤眞琴）　これは、これからコロナの感染状況がどうなるかももちろん分かりませんよね。拡大していくんでないかなというのが僕の感じで、そういう状況にあって、一番よく分かっている小中学校の校長先生、教頭先生のご意見を聞いて、その状況を見ながら判断していただいたほうがいいんでないかなと思います。

○教育長（大友義孝）　ありがとうございます。佐藤委員、いかがですか。

○委員（佐藤キヨ） 例えば、学年をちょっと半分にするとか、できなくもないかもしれないけれども。町で統一しなきゃいけないのか、どうなんですかね。

○教育長（大友義孝） 無理に統一するということはしなくてもいいとは思いますが、入学式や卒業式の開催方法も、学校によって違うように。ただね。寒ければプールというのはなくなるでしょうけれども。冷夏であればね。ただ、3密の回避という部分をどうしても考えていくと、「コロナ、増えそうですしね」の声あり）留守委員。

○委員（留守広行） おっしゃるとおり、授業では何とかできるのかなと、今受けました。ただ、やっぱり夏休みは、監視員となるとPTAさんとかお願いしているケースが多いかと思う。そうしますと、プールは従来普通るときであればプールを監視していただいて、今度はもし夏休みもとなると、更衣室とかいろいろと人員の増員といいますか、お願いする方々も多くしなければならぬと思うんです。プール解放となれば平日になろうかと思えます。そうしますと、やっぱりPTAの皆さん、お父さん、お母さんに随分ご負担もかかってしまうのではないかと、授業は可能かと思えますが、夏休みの期間は、子供さんには申し訳ないですけども閉じるというのがいいのではないかと思えます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。ちょっとこの辺、私も迷っていたんですけども、夏休み例えば学校でプールは解放しませんよとなったときに、例えばスイミングセンターは利用できますよってなると、同じなんですよ。（「もっと狭いですよね、あそこの更衣室」の声あり）ちょっと、その辺も。改めて、委員の皆さんからご意見も頂戴したので、校長会議などでもう一度話し合ってもらいますので。状況が変われば、またいい方向に変わってくればいいんですけども。なかなかそうもいかないのかなと思えますので、そういうふうに対応させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

では、最後に、次回の定例会の開催予定ですが。

○教育総務課主事（青山裕也） 本日、お手元に大きいA3判で、前回お示ししたのから大きさを拡大させていただきました。日程について、休日の関係でご指摘いただいたところの修正を、改めて加えさせていただいたところでございます。前回申し上げましたとおり、今後のまず定例会、こちらの開催予定日のところ、全て入れさせていただいております。今後につきましては、こちらを基に、毎回確認のほうをいただきつつ、各委員につきましてはこちらでご承知いただければ幸いかというところでございます。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

次の会議の部分は、5月の会議であれば今日再確認をして決めていくということでございますので、したがって5月については28日金曜日が定例会の予定でございますので、皆さんこの日でよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ、このような聞き方で次回いきますので、どうぞよろしく願いたします。できれば、この日程に合わせていければいいなと思います。どうぞよろしく願いたします。

事務局、あと何かありますか。次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） すみません、今日議題では上げておらないのですが、新中学校の関係で、今後開校準備委員会を開催というか設置していかなければならないということがございまして、PTAのほうでもやってある程度体制ができていくということで、今後PTAとも相談しながら、あとは学識経験者の方にも入っていただいたりとか、そういういろいろ人選の関係もございまして、そのあたりちょっと整理をして、あとはスケジュールですね、いつ何をやっていくかと、そういうようなスケジュールにつきましてもある程度事務局で整理しながら、今後ご協議していただけるように、あとコロナ禍ですので、現在全体の人数が30人を超えるくらい的人数になりますので、その会議の持ち方ですかね、進め方、そういう部分も含めまして、今後ご提案させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

そのほか、委員の皆さんから何か。

それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和3年4月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後4時50分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年5月28日

署名委員

署名委員
